

給 2 - 1 0 6

令和 8 年 7 月 3 0 日

各府省官房長等 殿

人事院事務総局給与局長

「民間企業等からの採用時の給与決定について」の一部改正について（通知）

「民間企業等からの採用時の給与決定について（令和 8 年 4 月 1 日給 2 - 5 4）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 7 月 3 0 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
【参考資料】 (目次) 問 2 採用前の <u>職歴</u> に係る <u>事実確認</u> <u>について</u>	【参考資料】 (目次) 問 2 採用前の <u>経歴</u> に係る <u>在職証明書</u> <u>の取得が困難な場合の取扱い</u>
問 2 中途採用者の採用前の <u>職歴</u> <u>について、どのように事実確認</u> <u>を行い、経験年数の換算を行えばよい</u>	問 2 中途採用者の採用前の <u>経歴</u> <u>に係る在職証明書について、在職し</u> <u>ていた会社が倒産した、又はフ</u>

か。	<u>リーランスとして働いていた等の理由で取得が困難な場合、どのように<u>在職の事実確認</u>を行い、経験年数の換算を行えばよいか。</u>
答 <u>採用者の給与決定に当たり過去のどの期間にどのような職務に従事していたかを確認する手段としては在職証明書によることが多いと考えられるが、事実確認に当たっては、在職証明書によらずとも、源泉徴収票、厚生年金の加入記録、給与明細、雇用契約書、労働条件通知書、本人の申立書等を活用することができる。これらによる事実確認の結果、当該期間が「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間」と認められる場合には、100 分の 100 の換算率で換算することができる。</u>	答 <u>在職証明書の取得が困難な場合には、源泉徴収票、厚生年金の加入記録等の公的書類によるほか、本人の申立書及びその内容を証明する客観的な資料（インターネットを利用して閲覧することができるものを含む。）等に基づいて事実確認を行うことができる。そのため、在職者証明書の取得が困難な場合であっても、それらによる事実確認の結果、当該期間が「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間」と認められる場合には、100 分の 100 の換算率で換算することができる。</u>

以 上